いじめ防止対策推進法案の拙速な成立に抗議する

1 6月21日、自民・公明・民主・維新・みんな・生活の各党が提出した、いじめ防止 対策推進法(以下「いじめ防止対策法」という)が参議院で可決・成立した。

同法案提出時、自由法曹団は、長年にわたり子どもの権利を擁護する活動を行ってきた立場から、同法案の問題点を指摘し、国会で慎重な議論がなされることにより真にいじめ問題に資する施策が行われるよう意見表明を行なった。

2 そもそも、いじめを解決するために一番大切なことは、子どもたちが、学校や家庭において自分が尊重されているという自己肯定感を持つことである。他者の権利の尊重を学ぶためには、まず自分が尊重されていると感じることが出来なければならない。そのためには、子ども一人ひとり成長発達要求に十分に応える教育環境整備、少人数学級の実施や現場の教員が時間的及び精神的なゆとりを持つこと、現場の教員の自主性が尊重されることなどが不可欠である。

ところが、いじめ防止対策法はこれらの施策に全く触れていない。

いじめは、学校という極めて緊密で複雑な子どもの人間関係の中で起きる問題であるが、 同法は、いじめ問題を、「いじめた子」と「いじめられた子」の二項対立の図式に単純化 し、「いじめた子」に対する処罰と懲戒、あるいは規範意識と道徳の徹底をもって、いじ めをなくすという視点に貫かれている。

同法は、子どもの権利を尊重し、いじめが起こった原因に遡って対応を検討するという 視点が全く欠落している。いじめを上から押さえつける対応では、いじめが潜在化してし まう危険性もあり、いじめ対策としての実効性は疑問である。

法が家庭教育に介入するとの批判の多かった保護者への義務付けも、教育に対する「第一義的責任」や規範意識を養うための指導等を「行うよう努める」義務、国・地方公共団体・学校への協力義務が明記された。これらの規定は、家庭の教育の自主性尊重を規定した教育基本法10条2項に違反するおそれが高い。

3 このように問題のあるいじめ防止対策法について、法案提出をした各党は衆参でわずか4時間の審議で可決成立させてしまった。専門家や学校関係者、いじめ問題の当事者などからの意見聴取をすることもなかった。焦眉の課題となっているいじめ問題の原因がどこにあり、解決のためにどんな施策が必要なのか、十分な審議はなされなかった。懸案となったいじめの事実調査のための調査委員会の構成や位置づけ、調査の内容、当事者の知る権利の保障等の問題も実質的な議論はされていない。「専門家ら第三者の参加を図るように努める」との付帯決議が付されたことも、同法について十分な審議がなされなかったことを示すものである。

このような拙速な同法の可決・成立は極めて問題である。国会での議論も行わずに同法を成立させた上記各党の姿勢は、いじめ問題を解決するために真摯に取り組むものとは考えられない。来る参議院選挙のために党利党略で同法の成立を急いだと指摘されてもやむを得ない。

4 自由法曹団は、いじめ防止対策法の拙速な可決・成立に抗議するとともに、今後とも、子どもの権利を守り育て、いじめ問題の解決のために尽力することを決意するものである。

2013年6月25日

自由法曹団